

三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金(2次公募)のご案内

応募受付期間: 令和4年6月1日(水)～6月30日(木)【必着】

この補助制度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、素材・部材の調達や製品の出荷が滞るなど、サプライチェーンの脆弱性に伴う三重県内の企業活動への影響が顕在化する中、強靱なサプライチェーンを構築しようとする企業に対して所定の経費を補助することにより、県内企業におけるサプライチェーンの転換や強靱化を促進することで、県内企業の競争力強化を図ることを目的としています。

◆ 補助制度の内容

1 補助対象者

・県内においてサプライチェーンの強靱化に取り組む事業者

※日本標準産業分類(総務省(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行))における製造業に属する事業者で分野は問いません。ただし、県南部地域においては、地域資源活用型産業も対象とします。地域資源活用型産業とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として生産される農林水産物を施設内で高度な環境制御や自動化等した生産システムにより周年生産する活動を指します。

2 補助対象事業

(1) 一般枠

補助対象事業		a 転換型	b 研究開発強化型	c 増強・脱炭素型
内 容		・海外及び県外で生産していた製品を県内製造に転換する事業 ・他社に外注していた製品を県内事業所で内製化に転換する事業	研究開発機能を県内に新設・増設するための事業	生産能力増強や発注元企業からの要請に対応するための脱炭素化に資する事業
補助対象経費		① 投下償却資産額(土地・建物は含みません。) ② 海外からの移転費(運搬費) ③ F/S(実行可能性調査)費 ④ 常用雇用者増加分		① 投下償却資産額(土地・建物は含みません。) ③ F/S(実行可能性調査)費 ④ 常用雇用者増加分
補助率	①②③	中小企業者：1/2以内 その他：1/3以内		中小企業者：1/3以内 その他：1/4以内
	④	若者：50万円/人 その他：30万円/人	研究者：100万円/人 若者：50万円/人 その他：30万円/人	若者：50万円/人 その他：30万円/人
補助上限額		3,000万円((①+②+③)の合算額×補助率)に④常用雇用者増加分を加えた額 ※ただし、③については、100万円を上限とする		
投資要件		補助事業完了時点において、補助対象経費(①+②+③の合算額)が以下の金額以上であること。 ・中小企業者：2,000万円 ・その他：3,000万円		
雇用要件		申請時点以上の常用雇用者数を事業完了後3年間維持すること。		

※1 最終的な補助金額は、予算の範囲内での決定になります。応募者多数の場合、補助対象経費に対して規定の補助率の上限を下回る補助金額となる可能性があります。

※2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てとします。

※3 増加した常用雇用者が若者(45歳未満)の場合は一人あたり50万円、それ以外の者については、一人あたり30万円、研究者の場合は年齢に関わらず、一人あたり100万円を補助します。

(2) F/S(実行可能性調査)特化枠

補助対象事業	a 転換型	b 研究開発強化型	c 増強・脱炭素型
内 容	(1) 一般枠と同じ		
補助対象経費	③ F/S(実行可能性調査)費		
補助率	中小企業者：1/2以内 そ の 他：1/3以内	中小企業者：1/3以内 そ の 他：1/4以内	
補助上限額	100万円		
投資要件	補助事業完了時点において、補助対象経費（F/S(実行可能性調査)費）が50万円を超えること。		

※1 最終的な補助金額は、予算の範囲内での決定になります。応募者多数の場合、補助対象経費に対して規定の補助率の上限を下回る補助金額となる可能性があります。

※2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てとします。

3 採択基準

(1) 事業の実現可能性、生産設備導入等の競争力・効果、他社との優位性、事業の継続性、財務の健全性など

(2) 原則、令和5年3月1日(水)までに補助対象設備の取得、設置移転、調査の完了が確認できること

◆提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
- ④三重県の県税の納税証明書（すべての県税に滞納がない旨の証明）
- ⑤その他必要とする書類
- ⑥事前着手届（様式第2号） ※交付決定前に発注等を行う場合

◆提出方法及び提出先

令和4年6月30日（木）17時15分までに以下の提出書類一式を、下記のお問い合わせ先まで郵送又はメール、もしくはご持参ください【必着】

※申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合には受け付けられません。

※メールで提出する場合は、提出後に確認の為の電話連絡を頂きますようお願いいたします。

◆実施計画の審査

応募のあった事業計画について、審査会において、審査を実施し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

※詳細は、三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金公募要領をご確認ください。

●お問い合わせ

〒514-8570 三重県津市広明町13(三重県庁8階)

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

電話：059-224-2819 FAX：059-224-2221 Email：kigyoyu@pref.mie.lg.jp